

## 用語の解説

### 1 種類別 人権侵犯事件の受理及び処理件数（第1表）

#### (1) 手続開始内訳

用語	解 説
申告	被害者等から人権侵犯により被害を受け、又は受けるおそれのある旨、及びこれに対し救済を求める旨の口頭又は書面による申出に基づく人権侵犯事件
人権擁護委員の通報	人権侵犯の事実があることを現認した人権擁護委員の通報に基づく人権侵犯事件
関係行政機関の通報	他の行政機関からの通報に基づく人権侵犯事件
情報	新聞・雑誌などの出版物の記事、放送、インターネット、投書、匿名の申告、風評などの情報に基づく人権侵犯事件
移送	管轄等に基づいて他の（地方）法務局長から移送された人権侵犯事件

#### (2) 処理内訳

用語	解 説
援助	被害者等に対し、関係行政機関等への紹介、法律扶助に関するあっせん、法律上の助言その他相当と認める援助を行うこと
調整	被害者等と相手方等との関係の調整を行うこと
要請	人権侵犯による被害の救済又は予防について、実効的な対応をすることができる者に対し、必要な措置を執ることを要請すること
説示	相手方等に対し、その反省を促し、善処を求めるため、事理を説示すること
勧告	相手方等に対し、人権侵犯をやめさせ、又は同様の人権侵犯を繰り返させないため、文書で、人権侵犯の事実を摘示して必要な勧告を行うこと
通告	関係行政機関に対し、文書で、人権侵犯の事実を通告し、適切な措置の発動を求めること
告発	刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定により、文書で、告発すること
措置猶予	調査の結果、人権侵犯事実があると認める場合であっても、人権侵犯の内容、人権侵犯後の事情等により、措置を講じないことを相当と認めるときの決定
侵犯事実不存在	調査の結果、人権侵犯の事実がないと認めるときの決定
侵犯事実不明確	調査の結果、人権侵犯の事実の有無を確認することができないときの決定
打ち切り	被害申告の撤回、被害者等から調査を求めない旨の意思表示があった場合その他諸般の事情により調査を終結することが相当と認めるときの決定
中止	人権侵犯事件に関連する訴訟が裁判所に係属しているとき、関係者の所在不明その他調査を行うについて著しい障害があるとき、その他諸般の事情により調査を続行することが相当でないときとの決定

移送	管轄等に基づいて人権侵犯事件を他の（地方）法務局長に移送すること
啓発	人権侵犯事件の関係者に対し，又は地域社会において，人権尊重の理念に対する理解を深めるための啓発を行うこと

## 2 法務局及び地方法務局管内別・担当別人権相談件数（第4表）

### （1）受理

用語	解説
常設相談所	全国の法務局・地方法務局及びその支局に常時開設されている人権相談窓口
特設相談所	特定の日時に特定の場所（デパート，公民館等）を定めて開設される人権相談窓口

### （2）結果

用語	解説
助言	紛争を解決するための適切な手続を教示するなど必要な助言をすること
切替え	人権侵犯に該当する疑いがあるときに，人権侵犯事件に切り替えること
通報	他の官公署その他の機関において処理することが相当であると認めるときに，当該官公署等に通報すること
紹介	訴訟援助をすることが相当であると認めるときに，日本司法支援センター（法テラス）に紹介すること
その他	助言・切替え・通報・紹介以外の方法によるもの